



Chapter 5

第5章 景観資源等の魅力を 高めるために

第5章 景観資源等の魅力を高めるために

■ 本市で定める事項

良好な景観の保全と景観資源等の魅力や質的な向上を図るため、笛吹市では、第4章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■ 景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1 景観上重要な建造物や樹木について

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

その地域ならではの特色ある景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、市内の建築物・工作物（以下「建造物」）および、樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「笛吹市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

① 景観重要建造物（建築物、工作物）

市内には、文化財に指定されている歴史的建造物以外に、兜造りの民家をはじめとした古民家、蔵、土塀等の伝統的建造物、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。

■ 指定基準

- 地域の歴史・文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、市や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

② 景観重要樹木

市内には、文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから住民に親しまれ、地域景観を特徴づけている名木や大木・古木などが多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■ 指定基準

- その樹容（樹高、樹形等）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどに位置するなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている樹木

注) * 「景観重要建造物」および、「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的価値・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは、指定の対象からは除外します。

今後、「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については市長の許可が必要となりますが、一方相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

2 景観上重要な公共施設等について

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまちなみ等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本市の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

本市の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を図るとともに、「笛吹市景観審議会」の意見を聴くものとします。

■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本市のシンボルとなっている河川
- 賑わいと交流の軸となっている道路や優れた眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸や堰堤などの土木構造物
- 多くの市民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設(例) *

区 分		施設の名称(例)
景観重要河川	● 河川	笛吹川／金川／四ツ沢川／芦川／平等川／近津用水など
景観重要道路	● 道路	<賑わいと交流の軸となっている道路> 国道20号(甲府バイパス)／国道137号(御坂路)／国道140号(雁坂路)／主要地方道白井甲州線／主要地方道笛吹市川三郷線(若彦路)／県道栗合成田線／都市計画道路石和温泉駅線／さくら温泉通りなど <優れた眺望を有する道路> 中央自動車道／東八中央農免道路(みやさか道)／東山広域農道(フルーツライン)／金川曾根広域農道／良好な景観ポイントとなる交差点など <今後景観の配慮が必要な道路> 今後整備が予定されている新山梨環状道路東部区間／リニア実験線の高架構造物
	● 橋梁	笛吹橋／鶺鴒橋／石和橋／万年橋／蛍見橋／市之蔵橋／四之橋／四ツ沢大橋／新十郎橋など
	● 遊歩道	笛吹川サイクリングロードなど
景観重要公園	● 公園	森林公園金川の森／花見台・金沢憩いの森公園／御坂路さくら公園／みさか桃源郷公園／八代ふるさと公園／石和小林公園／八田御朱印公園／石和温泉駅前公園／清流公園など



注) * 上記は、あくまで候補となる公共施設で、今後、施設管理者と協議・同意により指定します。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針の考え方にに基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、景観重要公共施設に限らず、景観に配慮した施設整備を推進するため、「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」や「笛吹市サイン計画」等を検討します。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分	整備方針の考え方
景観重要河川	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、河川占用物など） ●地域の特性を考慮した特色ある河川緑化など  <p>・西川</p>
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な眺望景観、自然景観に配慮した道路の整備（ガードレール等の交通安全施設、交差点修景、歩道舗装、擁壁・法面等の構造物、電線地中化、街灯など） ●地域の特性を考慮した特色ある道路の緑化 ●景観に配慮した統一感のある公共サインの設置 ●屋外広告物や標識等の適正な規制・誘導  <p>・石和市部通り（整備前）</p>  <p>・石和市部通り（整備後）</p>
景観重要公園	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な眺望を活かした公園の整備 ●統一感がある公園施設やサインの整備 ●地域の特性を考慮した特色ある公園の緑化  <p>・八代ふるさと公園</p>

(4) 占用等許可の基準の考え方

河川や道路などの景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要ですが、加えて、本計画では、景観重要公共施設の良好な景観形成を図るため、占用許可等の基準の考え方を次のように定めます。

なお、景観計画区域が指定される以前の既存の工作物等、または地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■占用許可の基準の考え方

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要河川	河川法第 24 条または第 26 条第 1 項の許可の基準による	工作物の形態・意匠等については、周辺の自然景観、眺望景観、樹園景観などと調和するよう特段の配慮を図ること。
景観重要道路	道路法第 32 条第 1 項または第 3 項の許可の基準による	
景観重要公園	都市公園法第 5 条第 1 項または第 6 条第 1 項もしくは第 3 項の許可の基準に準じる	

3 屋外広告物等の制限について

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

屋外広告物は、市民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまちなみに賑やかな印象を与えるなどの効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、桃源郷の美しい景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本市における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日改正)に基づき規制を行っています*。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく市独自の「(仮称) 笛吹市屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本市の実情に即した規制・誘導を目指します。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の市独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定めます。

■ 基本的な考え方

良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう特に配慮します。

■ 屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や樹園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合、必要最小限度の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○高速道路 IC 付近や幹線道路交差点付近に乱立している看板類等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

注) * 規制の状況は、第2章-1-(6)-③屋外広告物規制の状況を参照下さい。

4 樹園景観の維持・向上に向けて

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

本市の景観を代表するものの一つに、樹園景観と山間の農山村景観があげられます。

本市は、桃やぶどうを中心とした全国屈指の果樹産地で、市内の農地の9割以上は樹園地で占められており、平地部から山麓一帯に広く分布しています。特に、桃の開花時期にみられる桃源郷の風景は、本市の誇る郷土景観となっています。



・桃・スモモが咲き誇る樹園景観

また、芦川地区の山間では、古くから築かれた石垣の段々畑が残されており、兜造り古民家群と一体となって特徴的な農山村景観を形成しています。

人々の営みの中で生まれ、育まれてきた農業景観には特有の美しさがあり、こうした景観は市民の心の原風景となる大切な景観でもあります。

しかしながら、農業従事者の高齢化や農山村地域での過疎化などの影響により、農地の減少、遊休農地の増加が進行し、農業の活力が低下するとともに、農業景観の魅力も失われていくことが懸念されています。

この本市の誇る美しい桃源郷の風景や農山村景観を守るとともに、地域農業の活性化に資する良好な営農条件を確保するために、以下に示すような「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

■景観農業振興地域整備計画とは

「景観農業振興地域整備計画」とは、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、美しい樹園景観・農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

計画の策定にあたっては、「笛吹市農業振興地域整備計画」（平成19年8月）や「笛吹市遊休農地活用推進プラン」（平成19年3月）等との整合を図る必要があります。

<景観農業振興地域整備計画の概要>

- 果樹の景観を守りたい
- 石垣の段々畑を守りたい
- 里山に抱かれた農山村の風景を守りたい
- 農業交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい

「景観農業振興地域整備計画」の策定

<計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域のうち、田園景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■ 区域の設定基準

- 良好な景観を形成している一団の樹園地で、今後とも保全・継承が求められる地域
- 石垣の段々畑など、農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、今後とも保全・継承が求められる農山村地域（芦川地区など）
- 景観作物の栽培や農地のオーナー制度の実施等により都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していく地域
- 樹園景観や農山村景観と調和する農業生産基盤整備を推進していこうとする地域
- 遊休農地が増加しており、その利活用が求められる地域 など

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

■ 計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
 - ・ 景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
 - ・ 遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
 - ・ 農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

5 笛吹市独自で定めるもの

本市では、固有の景観資源の質的向上と良好な景観形成を図るため、前項の法で定める4つの事項以外に、次の事項を定めます。

なお、これらの事項を定める際は、「笛吹市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 眺望景観の保全・創出に向けて

本市は典型的な盆地地形であることから眺望に優れ、桃源郷の美しい風景、甲府盆地や周辺の山々を一望する優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

優れた眺望は、本市を代表する重要な風景資産であり、市民や観光客等多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光やまちづくりに活用していくため、次のような取り組みを促進します。

① 眺望景観ガイドプランの検討

本市の優れた眺望景観の保全・創出・活用を図るため、次のような内容の「(仮称) 笛吹市眺望景観ガイドプラン」(指針)の検討を図ります。

■ ガイドプランにおいて定める事項等 (例)

- 眺望景観の保全・創出方針
- 優れた眺望場所と眺望景観保全地域の選定に関する事項
- 眺望場所毎の眺望景観の保全・創出方針
- 眺望場所の整備に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

■ 良好な眺望場所の選定の考え方 (例)

- 市街地や住宅地から南アルプスなどの山なみが眺められる優れた眺望場所～仰観景(仰ぎみる眺め)
- 甲府盆地や南アルプスのパノラマ景観や富士山・富士五湖のパノラマ景観が眺められる優れた眺望場所～俯瞰景(見下ろす眺め)
- まちなかの優れた眺望場所(ビューポイント)など

② 眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの促進

良好な眺望景観の形成に向け、上記ガイドプランに基づき次の様な取り組みを促進します。

■ 優れた眺望場所の選定

市民や観光客等からの公募、フットパス等の市民参加イベントなどにより、例えば「笛吹市眺望五十景」など、市内の良好な眺望場所(ビューポイント)を選定します。また、景観マップの作成等により、積極的なPRに努めます。



・釈迦堂遺跡博物館付近からの眺望

■ 良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線類、広告・看板など景観を妨げている要因について必要に応じて改善を図ります。

■ 良好な眺望に対する景観コントロールの推進

眺望上重要な場所においては、その周辺および眺める範囲(眺望域)に関わる建築物等に対し、第4章で示した行為の制限事項に基づき、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。

また、例えば社寺景観をみると、建造物をはじめ参道、社寺林、裏山などが一体となって形成されているように、主たる景観要素だけではなく、その周辺や背景となる景観についても十分に配慮した景観コントロールを推進します。

(2) 文化的景観の保全・創出に向けて

① 笛吹市の文化的景観

文化的景観とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。

制度の趣旨から、本市においては、例えば次のような景観が文化財保護法第2条第5号で掲げる「文化的景観」として挙げることができます。

今後、本市の文化的景観については、市民の意見や「笛吹市景観審議会」の意見を聴くとともに、必要に応じて選定委員会を設置し、選定を行います。

■本市の文化的景観（案）

■ 芦川地区の農山村景観

芦川地区の上芦川から鶯宿までの4つの集落には、山の斜面に沿って古くから築かれた石垣と段々畑、兜造り古民家群が一体となった山間の特色ある農山村景観が展開しています。



■ 桃源郷の景観

盆地の平地部から山麓にかけて広く展開する果樹園の景観は、本市の自然や風土の中で、先人たちの永い営みが育んできた代表的な文化的景観といえます。

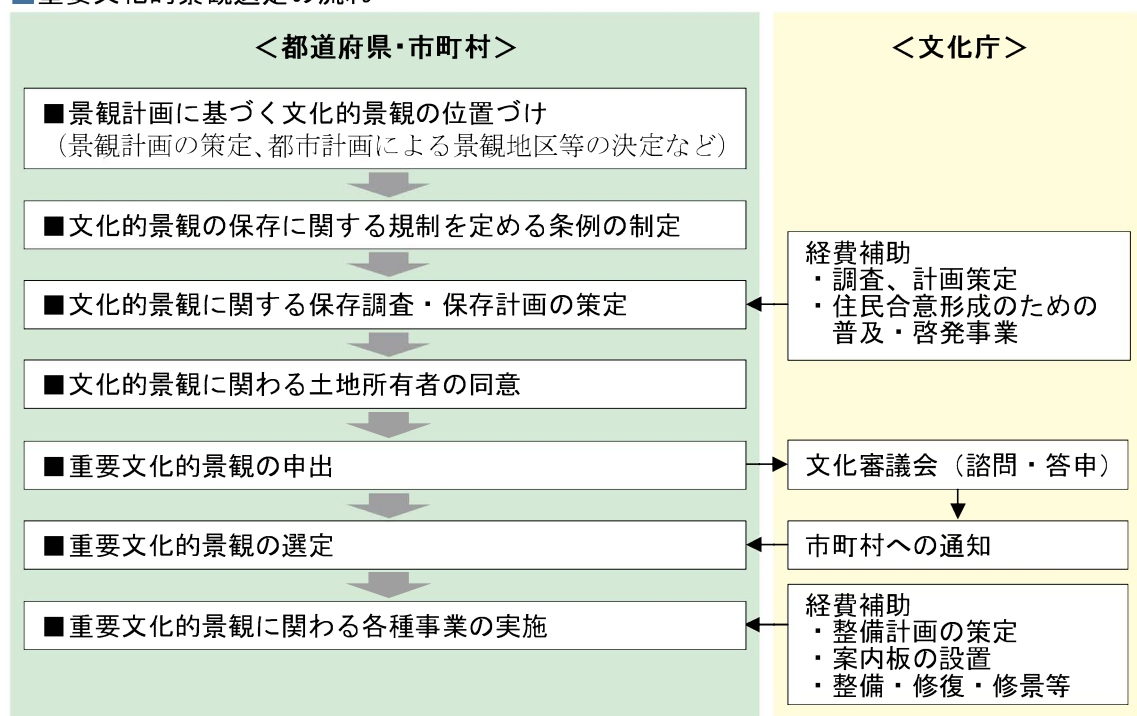


② 重要文化的景観の選定と取り組みの推進

文化財保護法（第134条第1項）では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した景観計画区域にある文化的景観の中から、保存計画の策定、条例等による保護措置などの一定の条件に備えたものから、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

本市では、貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化的景観の保護制度を活用した取り組みを検討します。

■重要文化的景観選定の流れ



(3) 歴史的景観の保全・創出に向けて

○「歴史まちづくり法」などを活用した歴史的景観づくり

本市には、岡銚子塚古墳、竜塚古墳、経塚古墳、釈迦堂遺跡などの遺跡群や甲斐国分寺跡・国分尼寺跡、寺本廃寺跡、山梨岡神社など、甲斐国千年の都の歴史を伝える文化財が数多く分布しており、貴重な歴史遺産の宝庫となっています。景観的な観点からは、こうした歴史遺産の景観は文化財だけでなく、その周辺を含めた景観の保全・創出が極めて重要です。

景観形成方針で掲げた“甲斐国千年の都の歴史文化を継承する風景づくり”の実現を図るため、特に、「景観形成推進ゾーン」として位置づけた甲斐国分寺跡・国分尼寺跡や岡銚子塚古墳、釈迦堂遺跡、寺本廃寺跡などの主要な文化財周辺については、以下に示す「歴史まちづくり法」などを活用し、文化財の保存・活用だけでなく、周辺の歴史的風致を含めた景観の維持・向上を図ります。

■歴史まちづくり法の概要

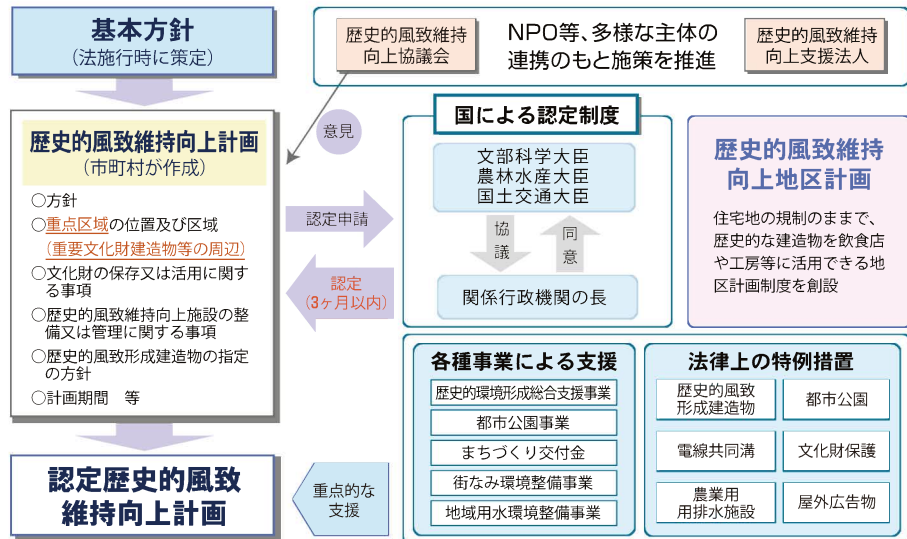
歴史まちづくり法（正式名称：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）とは、地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、文化財の保存だけではなく、周辺も含めた歴史的環境を維持・向上させ、後世に継承するために国が制定した市町村を支援する法律で、平成20年5月に制定されました。

現在、長野県松本市など、多くの都市でこの制度を活用した歴史的景観のまちづくりが進められています。

<歴史まちづくり法のイメージ>



<歴史まちづくり法の仕組み（概要）>





・ 芦川地区の段状の石垣